

サービス提供責任者の配置基準（概要）

サービスごとの基準

「利用者数」「サービス提供時間」「従業者数」のいずれかにより算出された員数
（常勤で配置すべき員数は別途定められている。）

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	40人ごとに1人(※1)(※2)	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
同行援護	40人ごとに1人(※1)	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
行動援護	40人ごとに1人(※1)	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
重度訪問介護	10人ごとに1人	1,000時間ごとに1人	20人ごとに1人
移動支援	30人ごとに1人(※3)		
訪問介護等	40人ごとに1人(※1)(※2)		

・「訪問介護等」とは介護保険法における「訪問介護」及び「介護予防訪問介護」をいう。

・「利用者数」「サービス提供時間」「従業者数」は前3月の平均とする。

※1 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、一定の要件を満たす場合は「50人ごとに1人」とすることができる。

※2 通院等乗降介助のみを利用したものは、0.1人として計算する。

※3 移動支援に係る配置基準は名古屋市における移動支援事業に適用されるもの。なお、居宅介護等と合わせた事業の規模に応じて算出されるサービス提供責任者の員数に関わらず、※3の配置基準は満たす必要がある。

上記の※1及び※2は、以下の各表中でも適用される。

複数のサービスを行う事業所

次のA又はB（1）～（3）により算出

A. 障害福祉サービス（居宅介護等）と訪問介護等とを合わせて算出する場合

サービス名	利用者数		
	重度訪問介護の利用者数	10人以下の場合	10人を超える場合
居宅介護	40人ごとに1人	10人を超える場合	重度訪問介護利用者 10人ごとに1人 + それ以外の利用者 40人ごとに1人
同行援護			
行動援護			
重度訪問介護			
移動支援			
訪問介護等			

B. 障害福祉サービスのうち複数サービスを併せて行う場合(訪問介護等とは別々に算出し合計する)

(1) 重度訪問介護とそれ以外を合わせて算出する方法(重度訪問介護の利用者が10人以下の場合)

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	40人ごとに1人	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
同行援護			
行動援護			
重度訪問介護			
移動支援			

(2) 重度訪問介護とそれ以外を合わせて算出する方法(重度訪問介護の利用者が10人を超える場合)

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	重度訪問介護利用者 10人ごとに1人 + それ以外の利用者 40人ごとに1人	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
同行援護			
行動援護			
重度訪問介護			
移動支援			

(3) 重度訪問介護とそれ以外を別々に算出して合計する方法

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	40人ごとに1人	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
同行援護			
行動援護			
移動支援			
重度訪問介護	10人ごとに1人	1,000時間ごとに1人	重度訪問介護専従の 従業者20人ごとに1人 + 重度訪問介護とその他の 双方の従業者10人ごとに1人